

現場の安全かわらばん

第16号

発行日:平成21年3月13日
発行元:宮城県土木部事業管理課

安全のトピックス

- ・安衛法の一部が改正され平成21年4月1日から施行されます。
- ・石綿障害予防規則の一部が改正され平成21年4月1日から施行されます。
- ・平成20年度建設業年度末労働災害防止強調月間（3月1日～3月31日）
- ・死亡事故撲滅緊急対策実施中（3月5日～4月30日）



建設業の死亡事故多発！

■1ヶ月で4人死亡

宮城県内において2月だけで4件の死亡災害が発生しました。この数字は近年にない高い数字で、報道によると宮城労働局では不況による人減らしで一人一人の労働時間が増えている可能性があるとして危機感を高めているとのことでした。この傾向はこれまで各地区講習会で事故発生状況の分析結果を講義する際に、曜日別の発生状況で週末事故として述べておりました。

■週末事故

曜日別の事故発生状況はこれまで週明けが最も高く週末に向けて少なくなる傾向でありました。これは休み明けで、注意力が低下していることが起因していますが、近年は週末に向けて事故が多くなる傾向となっております。これは労働時間が長かったり、十分な休息がとれないため疲労が週末に向け蓄積され、注意力が低下して事故が起きると推測されます。

■県発注工事における最近の事故

県発注工事では年明けから2月末までの事故発生状況は例年よりも少ないですが、その内容は基本的なことを守らないために発生した事故が多いです。

【事例1】

バックホウのエンジンをかけたまま降車しようとして作業服にレバーが引っかかりアームが旋回し

挟まれ負傷。

【事例2】

クレーン仕様バックホウで荷を吊り上げた際にバックホウが転倒し近くにいた作業員に接触し飛ばされ負傷。

事例1は過去にも発生しており各種文献等でもよく見かけます。降車時には短時間であってもエンジンを切るのが基本です。ほとんどのオペレータさんは実施しているでしょうし、降車時以外でも狭い箇所で作業半径内に人が入る際は必ずエンジンを切ることも通例になっています。しかし急いでいたり、作業半径内に、あたりまえに人がいるような環境ではエンジンを切ることを忘れ事故に及ぶことがあるのかもしれませんが。このような事故が発生した際にオペレータさんの責任で片付けるのではなく現場全体としての環境、雰囲気作りが大事かと思えます。

事例2の原因は吊荷の重量オーバーが原因です。クレーンという認識で取り扱えば防げた事故ではないでしょうか。近年クレーン仕

様バックホウの普及で公にバックホウで吊ることが認められることから、クレーン仕様だから大丈夫と油断している現場があります、あくまでクレーンですから吊荷の重量や定格荷重、作業半径の確認が必要でし資格も必要です。

たまに見かけるのが、せっかくクレーン仕様バックホウを使用しているにもかかわらず、クレーンモードに切り替えていない現場です。切り替えなければ、ただのバックホウですから、用途外使用となる恐れがありますので、必ずクレーンモードにして使用しましょう。平成12年2月28日厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課長通知においても「**移動式クレーン構造規格に規定する安全装置等について、切替スイッチによりその機能を有効にするものについては、クレーン作業に際しては、必ず安全装置等を有効な状態で使用しなければならないものであること。**」と記載されています。

十分な事前調査と、必要な措置で同様の事故を防ぎましょう。

平成21年1月から2月の死亡事故の概要

下記は宮城県内で発生した建設業における死亡事故です。

- ①1月9日トラックの積み荷が落下し作業員が死亡
- ②2月18日 場所打ち杭掘削中に土砂崩壊で作業員が死亡
- ③2月21日 地下放水路の貯水部に転落し作業員溺死
- ④2月26日 ブルドーザ後退中にオペレータが降車し轢死
- ⑤2月28日 整地作業中にコンバインローラに轢かれ作業員死亡